

第11回神戸市会活性化に向けた改革検討会

- 日時** 平成24年2月23日（木） 14時32分～15時14分
- 場所** 27階第2委員会室
- 参加者** 安井俊彦 議長（座長），池田りんたろう 副議長
（民主党）前島浩一 団長，崎元祐治 幹事長
（自由民主党）安達和彦 団長，守屋隆司 幹事長
（公明党）吉田謙治 団長，大澤和士 幹事長
（日本共産党）松本のり子 団長，金沢はるみ 幹事長
（みんなの党）高山晃一 代表兼幹事長，かわなみ忠一 副幹事長
（自民党神戸）大野 一 団長，梅田幸広 幹事長
（新社会党）小林るみ子 会計
（住民投票☆市民力）林 英夫 幹事長
（たちあがれ日本）北山順一
- 議題** (1) その他検討項目について
(2) 議会基本条例骨子案について
(3) その他

議事録（要旨）

1. 事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。
2. 次回の検討会を平成24年4月12日（木曜）午後2時より開催する旨を報告した。併せて次回は、議会基本条例骨子案における各会派からの修正意見について検討することを確認した。
3. その他検討項目（3項目）の協議を行い、以下のとおり確認した。
 - ①市会業務職員について、所属議員5人以上で1名、所属議員10人以上で2名配置できることとし、基準を緩和することを確認した。
 - ②海外派遣制度を廃止し、姉妹都市間交流など海外に議員派遣を行う必要が生じた場合には、その時点で改めて枠組みを協議することを確認した。
 - ③出張時のグリーン車について、従来どおり取り扱うことを確認した。
4. 廃止となる海外派遣制度の予算2,000万円の扱いも含めて議会改革で必要となる予算事項について、今後、各会派代表の意見を座長が調整することで、座長に一任する旨を確認した。
5. 事務局より議会基本条例骨子案について説明を行った。

なお、その際、次のような発言があった。

1. その他検討項目について

①市会業務職員配置基準の見直しについて

（安井座長）前回、各会派の考え方では、政務調査員と同じ議員5名に対して1名配置する意見や現状のままでよいという意見、あるいは、各会派の自主性に任せるべきという意見に分かれていた。一部の会派から持ち帰り検討したいということで持ち越しとなったため、改めて意見を聞きたい。

（崎元議員）現在、所属議員5人以上15人未満で市会業務職員が1名配置されている。それで、所属議員15人以上で市会業務職員が2名配置されているが、所属議員10人以上で市会業務職員2名に配置基準を緩和してはどうか。

（守屋議員）10人以上で2名の配置基準を求めたいと思う。

(吉田謙治議員) 民主党さん、自民党さんと同様で結構である。

(松本のり子議員) 5人以上で1人、10人以上で2人、一緒によい。

(高山議員) 私たちも大きな会派はそれなりに業務もたくさんあると思うので、そういう形でよい。

(大野議員) 一緒によい。

(小林議員) 交渉会派で見直しの必要があれば基準をつくって行うべきだと思う。

(林議員) 特に異論はない。私たちも大会派になりたい。

(北山議員) 5人以上で1名が現状だが、4人以下でゼロはおかしいと思っているので、4人以下でも1名は必要だと申し上げておく。

(安井座長) たちあがれ日本さんが4人以下でも1人つけるべきという意見を申し添えるということなので、記憶にとどめながら、現行の所属議員5人以上で1名、15人以上で2名の配置としているところを10人以上で2名とする配置に基準を緩和することでまとめたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) なお、この事項については、予算について当局と協議をしていくことにする。

②海外視察の中止について

(安井座長) 座長として案を出すことになっていたが、案を検討している過程で自由民主党さんから海外派遣の制度存続について辞退の申し出があった。この意見も踏まえ、海外派遣の制度は廃止するものとするが、議会として姉妹都市間交流など海外に議員派遣を行う必要が生じた場合には、その時点で改めて枠組みの協議をいただきたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

③出張時のグリーン車の廃止について

(安井座長) これも座長としての考えをお諮りすることになっていた。まず、事務局に制度の概要を説明してもらおう。

(事務局) 議員が公務のために旅行したときは、神戸市の市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例において、旅費条例別表1級の者——1級の者とは、市長、副市長、常勤の監査委員のことだが、その1級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給するとされている。そして、旅費条例第11条において、1級の者が旅行する場合の鉄道賃の額として特別車両料金、すなわちグリーン車の料金が規定されている。

(安井座長) 今、事務局から説明があったように、グリーン車運賃については、旅費上当然の制度となっており、座長としては従来どおりの取り扱いとさせていただきたいと思うがどうか。

(松本のり子議員) 旅費条例があるということだが、時代に応じて制度の見直しが行われている中、出張時におけるグリーン車の廃止を求めていきたいと思う。前回も申し上げたが、今、普通車の指定席でも十分にスペースがあり、そこで多くの方がパソコンを使って仕事をしている状況を見れば、廃止することが今の状況の中では当然かなと思う。

(安井座長) 座長としては、まだその時期に来ていないと判断したので、そのように考えていきたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

2. 議会基本条例骨子案について

(安井座長) 本日は資料説明と質疑応答のみとして、一度各会派に持ち帰っていただき、会派内で議論いただいた上で、次回再度協議したい。

(林議員) 先日、議長が特別自治市の件で、国にわざわざ行っていただき、ありがたく思っている。

それに関連して、今回の神戸市の議会基本条例は一体何のためにつくるのだろうか、どういう背景でつくるのだろうかと考えるに当たり、例えば北海道の栗山町や名古屋市、三重県の条例を決して後追いするのではなく、神戸らしさをつくっていくものだと思っている。きょうはすばらしい骨子案を見せていただいたが、ひょっとして神戸市を消すとほかの都市でも使えるのではないかと思い、気がかりである。

先日も少し勉強会で話したが、今、議会改革は3つ目のステージに入っていると言われている。1つは、栗山町やニセコ町等の議会基本条例であり、まちづくりの自治基本条例をつくった草創期に付随して地方分権が重要になり、幾つかの市町でつくられていった。次の段階で行ったのは、いわゆるワンマンな首長が誕生して、それに自己防衛——対抗するために議会がつくっていったという名古屋市や、近辺では加西市もその例に挙がると思う。第3ステージは地方主権である。基礎自治体が、市民の要望にこたえてどれだけのものが市民サービスとして提供できるのかは、国との関係あるいは市町だったら県との関係において位置づけられていくものだと思うが、それで翻って考えてみると、本市の場合は政令市であり、今後、特別自治市を目指していくとしている。特にこれからの議会改革というのは、単に自分の市町だけの問題ではなく、例えば道州制や都構想、特別自治市を構想しながら、議会はどのような働きをしていくべきなのかを考えるステージに来ているのではなかろうか。

もう1点として、関西広域連合があり、そこにも議会があるわけで、それとの関係も考えていくべきである。基本理念や前文を読んでいる限り、これはこれで私も全く承服はするが、今後本市が特別自治市を目指していく上での議会のあり方みたいところを、国との関係において地方自治の独自性や権限、財源の自立性をどこかでうたっていないと今の議会改革というしゅんを外してしまうのではないかと考える。特に具体的な条文ではなく、前文や目的、理念にそういうことを盛り込んでいくことにより、いわゆる第3ステージの議会基本条例のリーディングヒッターになっていけるのではないかと思い、神戸市の基本条例を勉強しに行こうという政令市も出てくるのではなかろうかという気がしてならない。

もう1点は、かなり提起があったが、みんなの党さん、共産党さんからもあった定数・報酬の問題をどうするのか。あえて外していると思うが、議会によっては、それを折り込みながら市民の意見を聞いたり、あるいは、審議会を経て決めていっている。とりわけ加西市は、議会が提案するときにはかなりの理由をつけてくださいということで議会の提案をかなり縛ってる。そういうことも含めてもう1度検討していく余地があると感じた。

(安井座長)大都市制度については、先般、政令市の議員、特に横浜、神戸が中心だが、総務大臣に陳情を行った。私からは、地方自治、地方議会がどうあるべきかについて、大切な検討の段階に入っており、あり方について根本的に討議しなければならない時期に入ってきていると申し上げた。また、首長が自分の意思の通じる政党や仲間をつくっている自治体もあり、これは法的に許されるのかどうか、二元代表制の根底が崩れていく危機すら覚えると申し上げたが、これに対する答弁はなかった。

一方、大都市制度を確立したいということで、19ある政令市の議長会で積極的に発言した。結果、大阪市、堺市、新潟市が賛同せず、残りの政令市が賛同した。その旨を樽床幹事長代行に陳情したら、新聞で案内のように、大阪のような大都市構想もあってもいいし、私たちの主張する大都市制度があってもいいのではないかという意見をお持ちだった。そして、それぞれが市民の意思によって決定するべきであろうという発言だった。そういった中で、この大都市制度は、矢田市長も積極

的に進めており、社会情勢や現在抱えている地方自治、地方議会における問題の推移を見ながら十分な検討を加えていくべきと思っている。

次に、「神戸市」だけを取り除いたら何ら変わらないのではないかというご指摘だが、それは認めざるを得ない。だからといって私たちの条例の価値がないということをおっしゃってはいないと思う。それも理解しているが、通年議会の表現や身分を公選職という形で明記して、工夫しながら骨子に組み入れている。

なお、報酬・定数が明記されていないというのは私も感じている。しかし、外したということではなく、この検討会では論議せず、ほかの場所で必ずするというようにしており、その時期になれば、また考えていきたいと思っているので理解していただきたい。

(梅田議員) 4ページの議決事件の文言だが、「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止とする。」とあるが、事項か何かが抜けていると思う。このままだと事件で終わってしまう。